

産業構造審議会 環境部会
第10回廃棄物・リサイクル小委員会

議事録

日時：平成16年6月29日（火） 10：00～12：00

場所：経済産業省本館17階国際会議室

議題：

- (1) 排出事業者による廃棄物マネジメントについて
- (2) 自動車バッテリーリサイクル検討会の設置について
- (3) その他

○新委員の紹介

○斎藤産業技術環境局長のあいさつ

○配布資料の確認

○排出事業者による廃棄物マネジメントについて

（資料3、資料4に基づき事務局より説明）

（辰巳委員）

- ・ 3Rという言葉は出てきているが、リデュース及びリユースに関する話が出てきておらず、排出後のリサイクルが議論の中心になっている。
- ・ どのような調達を行い、リデュースにつなげるかという点が重要であり、調達段階と廃棄物マネジメントの話を結びつけた議論が望まれる。

（河野委員）

- ・ 改善されつつあると感じているが、本来、不適正処理や不法投棄は全て法律において規制されている事柄である。法律を遵守することは当然であり、経済産業省及び環境省は、法律を遵守しない企業を断固として取り締まるべきである。法律を遵守しなければ企業の存続が危うくなるということを企業に対して知らしめるべきである。

（井内リサイクル推進課長）

- ・ 今回の議論において、3Rの中でもリサイクルが全面に打ち出されているという傾向はある。しかしながら、発生量の削減や処理・リサイクル業者との情報交換をどのように調達行動にまで組み込んでいくかは大きな課題であると認識しており、今後の議

論の中で、どのように盛り込んでいくかについて検討したい。

- 排出事業者の責任については、法律として明確に定められ、懲罰も設けられているため、企業はそれを遵守することが前提である。しかし、それを守らなければ、企業の存続に関わるようになってきているという事実を改めて周知徹底させていきたいと考えている。各人が何に注意し、いかに行動するべきか、という点を具体的に示していき、次回以降はその普及方法についても議論して頂きたい。

(環境省適正処理産業廃棄物対策課 橋詰室長)

- 不法投棄は重大な犯罪であると認識しており、環境省でも警察等との連携を図っているところである。
- 行政が中心的な役割を果たすことになるが、それだけではなく国民や関係主体の力も必要であると考えおり、廃棄物ホットラインの設置もそうした考えによるものである。

○排出事業者による廃棄物マネジメントについて

(資料5に基づき事務局より説明)

(井内リサイクル推進課長)

- 平成10年に排出事業者処理ガイドラインを作成した。その後、廃掃法の強化や各種法制度の整備が実施され、循環型社会という考え方方が各所で見られるようになった。これらの経緯を踏まえ、新たに作成するガイドラインについて議論して頂きたい。
- 特に異論がないようであれば、次回以降、指針案について議論して頂くとともに、普及広報策についても議論していただきたい。

(岩坂委員)

- 従来の廃棄物マネジメントに代わり、「廃棄物ガバナンス」が必要であるということだが、どのように範囲が拡大されようとしているのか。
- 基本的に、まずはコンプライアンスの担保を目的としたガイドラインを示すべきではないか。その上でCSRやブランドイメージ等の議論をするべきである。ガイドラインの範囲拡大よりも、コンプライアンスを実現する上での問題を踏まえ、制度や方法等をガイドラインとして示すべきである。
- 「産業廃棄物排出事業者適正処理ガイドライン」という名称であるが、リサイクルという視点で有価物も含めて対象とするのであれば、「廃棄物」という言葉ではなく、「廃棄物・リサイクルガイドライン」としてはどうか。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ この度の検討を進めるにあたり、事前に複数の企業から話を聞いた。その結果、今後はグループ企業も含めた取組を進めなければ、リスクを低減できないという意見も頂いている。従来の企業という範囲は当然のこととなっており、より範囲を拡大させた考え方が必要であると感じている。
- ・ 企業の経営者層にコンプライアンスに対する意識をより明確に持つてもらうという意味では、コンプライアンスのみに的を絞ることは重要であるが、もう少し幅広い視点を提示した方がよいと思われる。
- ・ ガイドラインの名称については検討していきたい。

(辰巳委員)

- ・ 資料5について、企業外部とのコミュニケーションについて触れられている箇所と触れられていない箇所がある。社外とのコミュニケーションは重要な視点であるため、追加して欲しい。
- ・ 如何に適正に処理業者を選定したかということを企業が情報開示すべき。情報開示は通常トップが行うのであるから、その時点でトップが関与するような仕組みを考えるべき。
- ・ 不法投棄が発生するのはコストが最大の問題ではないか。廃棄物の処理にはコストがかかるということが消費者にも理解され始めていると感じるが、適正処理にはコストがかかるということを外に発信していくことも必要。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 外部との情報交流は非常に重要であると認識している。また、普及策としても意義がある。
- ・ 特に現場では予算削減により、廃棄物が不適正処理に流れがちであるということは聞いている。コストの問題については、公正取引の関係からどのように記述するか検討する必要はあるが、何らかの形で反映させたいと考えている。

(辰巳委員)

- ・ 外部への情報発信について意見したが、企業から外部への情報発信だけではなく、外部からの情報の受け入れも含めた双方向のコミュニケーションという形であることが重要である。

(小谷代理)

- ・ コンプライアンス、産業廃棄物処理という色彩が強すぎて、本来の廃棄物リサイクルという視点が抜けているように感じる。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ コンプライアンスすら実現できていない企業が多数あり、それらを確実に把握する必要がある。
- ・ 従来のガイドラインに比べて、3RまたはCSRという色彩をより強く出そうという意図であるが、我々としても議論の軸足を移しきれていない状況である。基本的な意識としては、コンプライアンスだけではないと考えている。

(永田委員長)

- ・ ガイドラインの範囲や力点の置き方についてだが、今回の議論では、不適正処理、不法投棄が中心になると思う。2Rにまで範囲を拡大すると議論が散漫になってしまうのではないか。
- ・ 不適正処理及び不法投棄を補完する意味でのCSRについては、積極的に取り入れて表現という方向ではないか。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 過去のストックについてどのように扱うかは検討したい。

(二瓶代理)

- ・ 廃棄物についてはフローだけでなく、ストックの問題もある。過去のストック（過去に不法投棄されたもの）について問題が発覚した場合も、企業は適切に対応すべきであるという視点を盛り込むべきである。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 過去のストックについてどのように扱うかは検討したい。

(細田委員)

- ・ コンプライアンスかCSRかというゼロかイチかという問題ではないと感じる。
- ・ 有益な議論を進めるためには、ターゲットを絞らなければならない。全国的にみれば、取組に濃淡があるので、不適正処理及び不法投棄を防止するために、やれることを自己抑制的に絞って考える必要があるのではないか。

(石井（邦）委員)

- ・ 処理業者及びリサイクル業者との連携を密にすることで、よりリサイクルが促進されるのではないか。

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 力点の置き方や議論の方向性については、様々な意見があると思われる。次回以降は、より具体的な骨格を提示する予定であるため、それを基に議論して頂きたい。また、それを企業がどのように利用するかについても議論して頂きたい。

○自動車用バッテリーリサイクル検討会の設置について

(資料6に基づき事務局より説明)

(井内リサイクル推進課長)

- ・ 自動車バッテリーのリサイクルに関して、「電気・電子機器リサイクルワーキンググループ」のサブワーキンググループとして「自動車バッテリーリサイクル検討会」の新設を検討している。本日、この場で設置についての可否をとる予定であったが、定足数に達していないため、後日、文書を郵送し可否を諮ることとする。

(細田委員)

- ・ 自動車バッテリーリサイクル検討会の設置については賛成である。
- ・ 使用済み鉛バッテリーについては国内需給バランスが悪い上、国際相場に左右され易いため、3Rを促進するための解決策を見いだすことが容易ではない。鉛以外のその他の有害物質に対する先行例となることを期待している。

以上